

前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正について（議案第 6 5 号）

職員課

1 改正の理由

職員の失職の例外を定める規定において、失職としない場合の要件を見直す。

2 主な内容

禁錮以上の刑に処せられた職員が職を失わないものとする事ができる要件を、過失によるものである場合（現行は、公務執行中の過失による罪又は通勤途上の交通事故による罪である場合）に改める。

3 施行期日

公布の日